様式第５号（第４条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　日

飼い犬等のふん害等防止過料処分通知書

被処分者

　住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

　上記の者は、粕屋町飼い犬等のふん害等防止に関する条例第９条の規定により、

金　　　　　　　　円の過料に処する。

処分理由

上記のとおり通知する。よって別に交付する納入通知書によりこれを納付しなければならない。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　粕屋町長　　　　　　　　　　　　　　印

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、下記をご参照ください。

（教示）

1 審査請求について   
　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、粕屋町長に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。   
2 取消訴訟について   
　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、粕屋町を被告として(訴訟において粕屋町を代表する者は粕屋町長となります。)、提起することができます。 ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。